

いちご桜保育園 重要事項説明書

1 施設運営者

名 称	社会福祉法人なないろ会
所 在 地	埼玉県さいたま市南区内谷6丁目7番10号—4
電 話 番 号	048-711-2300
代 表 者 氏 名	理事長 三須 亜由美

2 施設の目的及び保育方針

施 設 の 目 的	児童福祉法に基づき乳児及び幼児の保育事業を行う。
保 育 方 針	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法人なないろ会が運営する保育目標の遵守。 ・子ども、保護者、職員が三位一体となり、子どもの健康、安全、情緒の安定のために連携を図り、子どもたちが未来に向かって歩んでいけるような保育園を目指す。 ・地域での子育て支援の充実を図る。 ・保育園としての環境整備と人材育成を行う。

3 提供する保育の内容

名 称	社会福祉法人なないろ会 いちご桜保育園
所 在 地	埼玉県さいたま市桜区田島3-6-7
電 話 番 号	048-839-1717
法 人 創 立 年 月 日	平成 17年 1月 4日
認 可 年 月 日	平成 17年 4月 1日
園 長 氏 名	大塚 弘美
職 員 数	29人
取 扱 っ 保 育 事 業 の 種 類	生後43日から就学前までの乳幼児月極保育、障がい児保育、月極・単発延長保育、地域子育て支援事業、医療的ケア事業、乳幼児通園支援事業(こども誰でも通園制度)

4 職員の職員数及び職務の内容

職 種 / 員 数	職 務 の 内 容
園 長 / 1人	園運営の総括者
主 任 / 1人	園長の補佐
保 育 士 / 14人	保育業務
看 護 師 / 4人	医療的ケア児保育、保育園看護、0歳児保育
栄 養 士 / 1人	保育園給食の栄養管理
業 務 / 8人	調理士、調理補助、事務員、用務員

5 保育の提供を行う日及び時間・提供を行わない日

開所日	月曜日から土曜日まで
開所時間 月曜日～金曜日 土曜日	午前7時30分から午後7時30分まで 午前7時30分から午後4時30分まで
利用時間 (標準時間) 月曜日～金曜日 土曜日 時間外保育(月～金曜)	午前7時30分から午後6時30分まで 午前7時30分から午後4時30分まで 午後6時30分から午後7時30分まで
利用時間 月曜日～金曜日 (短時間) 土曜日 時間外保育(月～金曜) 土曜日	午前8時30分から午後4時30分 午前8時30分から午後4時30分 午前7時30分から午前8時30分 午後4時30分から午後6時30分 午前7時30分から午前8時30分
休所日	日曜日、祝祭日及び12月29日から1月3日まで

月曜日～金曜日午後6時30分以降の時間外保育利用は、満1歳以上の児童が対象

6 利用者負担その他の費用の種類、支払いを求める理由及び金額

種 類	理 由 ・ 金 額
利用者負担額 3歳未満児 3歳以上児	世帯の市民税所得割額により決定します 0円
時間外保育利用者負担額	利用時間、区分により異なります（別表1のとおり）
幼 児 給 食 費	月額7,500円（※主食代3,000円、副食費4,500円）
利用者負担金(実費徴収)	別表1、別表2のとおり
ECC英語教室(上乘せ徴収)	(1)午前10時から午前10時40分、まで1回40分(年間21回) :月額1,100円

7 小学校就学前こどもの利用定員数

60人(0歳児:7人、1歳児:10人、2歳児:10人、3歳児:11人、4歳児:11人、5歳児:11人)

8 施設の利用の開始及び終了に関する事項・利用にあたっての留意事項

「ほいくのしおり」のとおり

9 緊急時等における対応方法

(1)お預かりしているお子さまに病状急変等の緊急事態が発生した場合には、速やかに保護者の指定する医療機関、または保育園近隣の医療機関(てつかどもクリニック、草地歯科田島診療所、おちあい脳クリニック、服部外科 附属メディカルスクエア、塚越クリニック 等)を受診する等の措置を講じます。

(2)保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承ください。

消防計画作成 (変更)届出書	(変更)届出書、さいたま市桜消防署 2005年2月7日 届出(本館) 2023年3月10日 届出(新館) 防火管理者 園長 大塚 弘美
避 難 訓 練	年間計画を策定し、火災および地震、竜巻、風水害、不審者侵入を想定した避難訓練を実施しています。 (火災による避難訓練は毎月実施、地震による避難訓練は年6回実施、その他は年2回以上実施)
防 災 設 備	非常警報設備、自動火災報知機、誘導灯、避難滑り台、消火器、ガス漏れ報知器、防火扉
避 難 場 所	第1避難場所：いちご桜保育園第2園庭 第2避難場所：田島公民館

「さいたま市内保育施設の災害時における臨時休園等のガイドライン」に基づき対応します。

また、感染症等の影響により、保育士体制が確保できない場合等には、臨時休園等を行います。

11 福祉サービス苦情調整制度

苦情受付担当者	主任保育士：松苗 節子
苦情解決責任者	園 長：大塚 弘美

要望・苦情等を受け付けた場合には、適切に対応し、改善を図るよう努めます。

12 虐待防止のための措置に関する事項

(1) 設置者及び職員は当該児童の心身に有害な影響を与える行為は一切行いません。

(2) 児童虐待の防止等に関する法律第5条及び第6条に基づき、児童虐待の早期発見等に努め、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は、速やかに関係機関に通告します。

(3) 児童虐待の防止、早期発見のための知識と技術を習得するために、研修等に職員を派遣、

受講させています。

- 13 その他保育施設の運営に関する重要事項
「ほいくのしおり」のとおり